

# 事業系一般廃棄物減量のための 事業所調査指導計画

平成 20 年 2 月 箕面市資源循環室

## もくじ

0. 計画の概要	p.1
0.1. 計画策定の目的	
0.2. 箕面市ごみ処理基本計画〔改訂版〕との関係	
0.3. 計画期間	
0.4. 基礎数値	
0.4.1 平成 18 年度までのごみ処理実績値	
0.4.2. 目標値	
0.5. 基本方針	
0.5.1. 審議会答申から	
0.5.2. 事業所調査指導業務を通じて目指すイメージ	
0.5.3. 【参考】平成 18 年度までの事業系ごみ減量施策の位置づけ	
0.6. 計画の推進体制	
1. ごみ質細組成分析調査による基礎データ収集	p.2
1.1. サンプルングの規模と実施経費の平準化	
1.2. 組成分析（1クール目）の仕様	
1.2.1. 業種分類	
1.2.2. サンプル数と対象とする事業所の規模	
1.2.3. 実施時期	
1.3. 他市データの分析	
1.4. 調査・分析結果の活用による業種別減量・資源化ターゲットの設定	
2. 分別排出促進による減量・資源化の推進	p.8
2.1. 搬入の現状	
2.2. 産業廃棄物の峻別	
2.2.1. 不適正搬入の原因	
2.2.2. 産業廃棄物の徹底した受入拒否による搬入量の減量	
2.2.3. 合わせ産廃受入基準の明確化による資源化推進	
2.3. 資源化できる一般廃棄物	
2.3.1. 現状の分析	
2.3.2. 分別参考基準の設定による資源化の推進	
2.3.2.1. 分別参考基準に関する検討課題	
2.4. 許可業者への具体的手法の教示	
2.5. 家庭ごみとの峻別による適正処理の推進	
3. 啓発・指導の充実による減量・資源化の推進	p.14
3.1. 啓発・指導のコンテンツ	
3.1.1. 啓発の基本メニュー	
3.1.2. 指導の重点事項	

3.2.	啓発・指導の対象	
3.3.	啓発・指導の手法	
3.3.1.	情報発信	
3.3.1.1.	ホームページの充実	
3.3.1.2.	もみじだよりの活用	
3.3.2.	事業所全般への啓発	
3.3.2.1.	啓発機会	
3.3.3.	大規模小売店舗・多量排出事業所の減量指導	
3.3.3.1.	減量計画書提出の対象事業所	
3.3.3.1.1.	大規模小売店舗事業者	
3.3.3.1.2.	多量排出事業者	
3.3.3.2.	減量計画書の様式	
3.3.3.2.1.	審議会の意見	
3.3.3.2.2.	規則改正による様式変更	
3.3.3.3.	フォローアップ勉強会の開催	
3.3.3.4.	ステップアップ指導	
4.	各種リサイクル法に基づく事業者の取り組み支援	p.22
4.1.	改正容器包装リサイクル法に基づく小売店の取り組み支援	
4.1.1.	法令の趣旨の啓発	
4.1.2.	事業者へのアンケート	
4.1.2.1.	調査対象事業者	
4.1.2.2.	調査内容	
4.2.	食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の取り組み支援	
4.2.1.	法令の趣旨の周知	
4.2.2.	取り組み状況の把握	
4.2.3.	コーディネート事業との連動	
5.	コーディネート事業のための準備行動	p.26
5.1.	情報収集	
5.1.1.	収集する情報	
5.1.2.	情報収集の手法	
5.2.	情報発信	
5.3.	実施段階への移行	
6.	減量・資源化推進のための手数料設定	p.28
6.1.	ごみ減量のインセンティブ	
6.1.1.	心理的負荷	
6.1.2.	排出量に応じた負担	
6.2.	資源化のインセンティブ	
6.2.1.	民間ルート資源化との比較	
6.2.2.	市が受け入れる資源ごみとの差別化	
6.3.	排出事業者への周知啓発	
6.4.	排出事業者/許可業者間の調整	
	参考資料	p.31
	{1} 項目ごとのスケジュール	
	{2} 実施ステージ	
	{3} 各項目が寄与する基本計画施策( 相関図)	

## 0. 計画の概要

### 0.1. 計画策定の目的

本計画は、近年逡増傾向にある本市の事業系廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）について、排出状況を調査し、事業者には産業廃棄物の峻別及び一般廃棄物の排出抑制あるいは資源化を指導することにより、その排出量及び処理量の減量を目指すにあたり、計画的かつ中・長期的展望に立った事業所調査指導業務推進に資することを目的とする。

### 0.2. 箕面市ごみ処理基本計画〔改訂版〕との関係

事業所調査指導業務は、平成 19 年 3 月に策定した箕面市ごみ処理基本計画〔改訂版〕（以下「基本計画」という。）中、「4-1-2 事業系ごみ減量・資源化計画」を実現する方策の一途であり、特に、基本計画に記載した二大課題である、事業系ごみの実態把握ができていないこと、市と事業者の関係性が希薄であること、の二点を改善し、具体的な施策の実行につなげようとするものである。

### 0.3. 計画期間

本計画は、基本計画と密接な関係にあるため、その計画期間は基本計画と連動する。

基本計画は、平成 10 年度から平成 24 年度までの 15 年間を対象期間としているため、本計画は策定年である平成 19 年度 から平成 24 年度までを計画期間とする。

注 策定期間が平成 19 年度の途中となるため、本計画には、平成 19 年度にすでに着手した業務についても一部含んでいる。

### 0.4. 基礎数値

#### 0.4.1 平成 18 年度までのごみ処理実績値

本計画策定時の状況をあらわすデータとして、平成 18 年度まで過去 5 年間の事業系ごみ処理実績を示す。

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
事業系ごみ排出量(A+B)	17,027.90	18,138.48	18,814.20	19,028.22	18,986.59
事業系ごみ処理量(A)	16,859.13	17,868.42	18,513.31	18,692.76	18,636.87
燃えるごみ	14,828.94	15,701.09	16,303.02	16,055.99	15,316.87
燃えないごみ	0.00	3.32	4.54	2.17	0.50
大型ごみ	1,917.38	2,044.28	2,071.70	2,502.78	3,221.31
かん	64.86	62.10	46.65	39.71	20.49
びん	46.92	57.35	87.11	91.55	77.11
乾電池	0.00	0.02	0.00	0.00	0.00
蛍光灯	0.27	0.00	0.00	0.02	0.27
ペットボトル	0.76	0.26	0.29	0.54	0.32
公共施設集団回収(B)	168.77	270.06	300.89	335.46	349.72

#### 0.4.2. 目標値

事業所調査指導業務は、基本計画の目標値達成を目指し、その基礎固めを行うための手段であるため、本計画独自の減量・資源化目標値は設定しない。

#### 0.5. 基本方針

##### 0.5.1. 審議会答申から

箕面市廃棄物減量等推進審議会において平成18年9月に出された「事業系一般廃棄物の減量等の在り方について」の答申（以下「審議会答申」という。）では、次の三点を柱に事業系ごみの減量に取り組むように求めている。

1. 3Rの推進： 市は、3Rの重要性を深く認識し、3Rを推進すべきである。
2. 事業者の責任と市の責務： 事業者の自己処理責任を明確にし、市は事業者がその責任を全うできるよう施策を構築する必要がある。
3. 事業者の理解を得る施策実施： 施策は、事業者の理解を深めながら段階的に実施すべきである。

基本計画においては、これらを基本理念に「事業系ごみ減量・資源化計画」を策定しており、本計画もこれを受け、この三点を基本方針として事業所調査指導業務を構築する。

### 0.5.2. 事業所調査指導業務を通じて目指すイメージ

市が目指すイメージを念頭に置いて事業所を調査・指導するため、基本方針に基づく要点をわかりやすく確認すると、次のとおりである。

3R については、循環型社会形成推進基本法に位置づけられた優先順位【廃棄物の発生抑制 再生利用 適正処理】に基づき、第一に発生抑制を考え、次に発生抑制ができず出てしまったごみに対しては資源化を目指す。

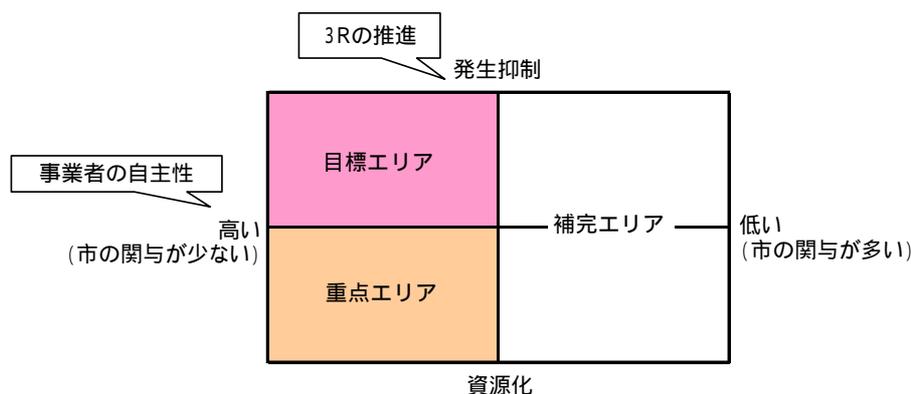
事業者が自己処理責任を果たせるよう、事業者の自主的な（自己の負担での）減量・資源化を目指す。

理念的には「事業者の自主的な発生抑制」が最も優先度が高く、廃棄物行政の目標とするところであるが、ごみの発生量は事業活動の拡大によって増加するものであり、ほとんどの事業者が事業活動の拡大（利益の増大）を目指しているため、現実には発生抑制努力が減量成果に結びつかないことも多くあると考えられる。

そのため、増加する事業系ごみに危急の課題として対処するにあたり、高い効果が得られる資源化を重点に据えるのが現実的である。

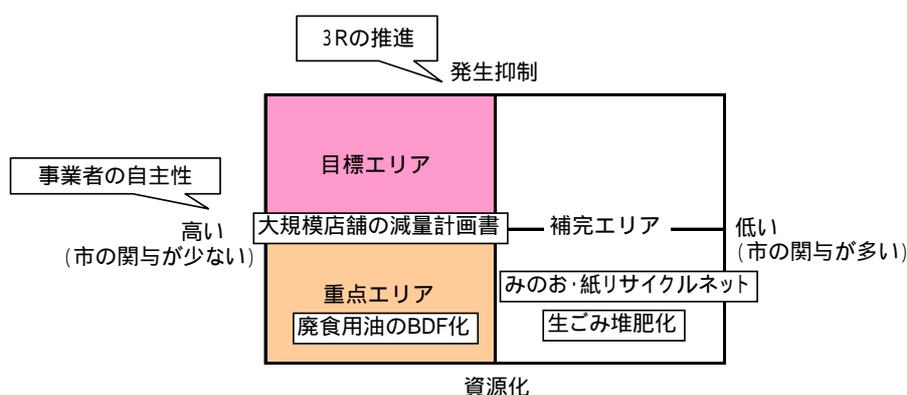
一方、市が人的・財政的に大きく関与することは、事業者の自己処理責任に鑑み慎重に検討するべきであるが、補助的に、または自主努力への誘導のため一時的に行うことも十分考えられるため、補完的な位置づけとしておくべきである。

#### 調査指導業務を通じて目指すイメージ



0.5.3. 【参考】平成 18 年度までの事業系ごみ減量施策の位置づけ

基本計画を改訂するまでに本市が実施してきた事業系ごみ減量に資する主な施策を上のマトリックスにあてはめると、次のとおりである。



0.6. 計画の推進体制

本計画を円滑に推進するために、資源循環室において事業系ごみ減量事業を主業務とする担当組織を設置するか、またはプロジェクトチームを編成する。

担当組織を設置できる場合は、主に業務のマネージメントを行う職員 1 名と実働スタッフ 2 名程度の 3 名体制が望ましい。各課の所管業務に関して密接に連携を取りながら、本計画に係る業務の企画から実施、成果検証まで一連の業務を統括して行う。

プロジェクトチームの場合は、室内 3 課それぞれからの兼務職員 1 名ないし 2 名で構成する。本計画に係る業務の企画、各課への作業分担、分担した作業の進捗管理、全体のスケジュール管理等を行う。この場合、周知、勉強会、排出現場での指導等、実働部隊については、別途人員体制の確保が必要であり、これらの人員は、円滑な業務推進のため適宜プロジェクトチームに参加する。

## 1. ごみ質細組成分析調査による基礎データ収集

本市では、家庭ごみの細組成分析とピット内容物の組成分析を継続的に行っているが、事業系ごみに特化した分析を実施したことがなかった。

このため、燃えるごみとして搬入されるごみの中にどの程度資源化可能なごみがあるのかが把握できておらず、どのごみ種に対して優先的に資源化を推進するべきなのか、資源化が進んだ場合にどの程度焼却量を減じることができるのかなどについて、具体的な議論ができないのが現状である。

早急に組成分析を実施し、基礎データとしてごみ種とその量を把握する必要がある。

### 1.1. サンプルの規模と実施経費の平準化

事業系ごみは、家庭ごみのようにどこをサンプリングしてもほぼ同じごみが排出されているというものではなく、業種・業態によりごみの種類が大きく異なるため、少ないサンプル数で取得したデータを全体に共通するものと決め込むことはできない。実態に近いデータを得るためにはなるべく多くの業種・業態の事業所からサンプルを採取する必要があるが、財政状況に鑑みると単年度に大規模調査を行うことは難しく、必要な経費を数年に分けて平準化する。

本計画の期間が6年間であるため、まず2年間で1クール目として実施し、その結果を分析・検証した上で3年目以降に組成分析が必要かどうかや、実施する場合にはそのサンプリング手法等について検討する。

### 1.2. 組成分析（1クール目）の仕様

1クール目（平成19、20年度）のサンプルの取り方については、2年間トータルで一定信頼しうるデータを得られるよう検討する。

事業系ごみ組成分析の初回であるため、1業種のサンプル数は少ないながらも、より多くの業種からまんべんなくサンプリングし、全体の傾向を見る。

#### 1.2.1. 業種分類

事業系ごみは、排出されるごみ種が業種により大きく異なること、また、業種ごとに特徴的なごみを資源化するよう指導することが資源化推進への近道であることから、業種を分類してサンプリングを行う。

業種分類（大分類）		具体例（細分類）
1	飲食業	レストラン、喫茶店、ファーストフード、居酒屋、寿司屋 等
2	流通業（小売あり）	スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストア、衣料・服飾品販売、食料品販売、家電製品販売、自動車販売 等
3	流通業（小売なし）	衣料・服飾品卸売、食料品卸売、運輸、倉庫 等
4	製造業	食品製造、土木建築、電気機器製造、機械部品製造 等
5	事務所	情報通信、各種団体、研究室、不動産業 等
6	公共・教育・医療施設	公共施設、学校、病院、老人ホーム等
7	その他（サービス業等）	ホテル、理美容室、ガス・電気工事業、霊園、駅 等

なお本市では、第一次産業に属する事業所、特に事業系ごみとして多く排出する事業所がほとんどないため、農林水産業は分析対象から除外する。

#### 1.2.2. サンプル数と対象とする事業所の規模

予算の範囲内で分析できるサンプル量を上限として、対象の事業所数を決める。

多量に排出する大規模事業所を対象とすると、一事業所のごみだけでサンプル量の上限を超える可能性があり、普遍的なデータの採取に課題が残る。また、業種・業態が同じであれば、事業所の規模により変動するのは排出量で、ごみの種類自体はそれほど変動しないと考えられるため、それほど規模の大きくない複数の事業所を対象として、一業種につき2～3事業所を目安にサンプリングする。

#### 1.2.3. 実施時期

年末年始、盆、ゴールデンウィーク等は、長期休業または来店者数の一時的大幅増加など、事業所にとって特別要因となるため、これらの時期を避けて実施する。

また、一年目と二年目は異なる時節に行う。

#### 1.3. 他市データの分析

他の市町村でも、定期的に、または大規模に事業系ごみの組成分析を行っている場合がある。事業系ごみは、業種・業態などが同程度であればごみの排出も似通う傾向にあると

見られるため、他市町村の調査結果を参考にできる場合もある。

そのため、本市独自の調査と並行して、各種統計資料から業種の比率を分析するなどして、参照できる市町村のデータを収集する。

#### 1.4. 調査・分析結果の活用による業種別減量・資源化ターゲットの設定

業種ごとに特徴的なごみ種を特定できれば、業種に応じてそのごみ種を重点的に減量・資源化する方策をアドバイスするなど、より個別・具体の啓発・指導を行うことができる。

そのため、組成分析調査や他市データの分析結果を活用し、業種別に特に重点的に減量・資源化を啓発・指導するターゲットごみ種を設定する。

また、資源化可能なごみではあるものの、現在まだ資源化ルートが一般的になっているとは言い難いごみ、例えば生ごみやプラスチックごみなどが多く含まれる場合には、今後、資源化ルートの情報収集にあたって重点課題とする。

## 2. 分別排出促進による減量・資源化の推進

### 2.1. 搬入の現状

環境クリーンセンターに搬入される事業系ごみの監視強化の一環として、平成 18 年度終盤から搬入車両の抜き打ち検査を行っているが、燃えるごみとして搬入されたごみの中には、産業廃棄物の不適正搬入、資源化できる一般廃棄物と資源化できない一般廃棄物の混載搬入が相当数見られる。

いずれの場合も、排出時点から混入されていたと見られるケースと、排出時には分別されていたが、混載して運搬されたと見られるケースがある。

また、総務省の事業所・企業統計調査によると箕面市内の事業所は、平成 16 年現在で 3,500 余りあるが、許可業者 4 社から市に提出される書類では、4 社合わせても収集している事業所数が 1,400 程度しかなく、残りの事業所のうち一部は環境クリーンセンターに自己搬入しているものの、かなりの数の事業所、特に本市に多い住宅併設の店舗やマンションの一室を事務所とする小規模事業所などでは、家庭ごみとして不適正排出されていると見られる。

### 2.2. 産業廃棄物の峻別

#### 2.2.1. 不適正搬入の原因

本来、市で受け入れない産業廃棄物が搬入される原因として、排出事業者側、許可業者側それぞれの側面から次のようなことが考えられる。

#### 排出事業者

- ・ 産業廃棄物と一般廃棄物の判別ができない
- ・ 産業廃棄物を混入して排出しても許可業者が収集してくれるので、分別に対する意識がない、または故意に混入している
- ・ 分別して排出しており、許可業者が適切に処理しているものと思っている（産業廃棄物のマニフェスト制度などについて知識がない）

#### 許可業者

- ・ 収集スタッフが産業廃棄物と一般廃棄物の判別ができない
- ・ 排出時に産業廃棄物が混入されていることに気づかない

- ・産業廃棄物の混入に気づいていても、混入したまま搬入しても受け入れられるので、そのまま収集している
- ・分別して排出されていても、混載して搬入すれば受け入れられるので、混載して運搬している

これらの原因を整理すると、次の3点に集約できる。

- ・知識の不足（産業廃棄物とはなにか。どのような処理が適切か）
- ・市の受入チェックの不十分さ、「合わせ産廃( )」基準の曖昧さ
- ・故意の混入・混載

#### 「合わせ産廃」

産業廃棄物は、市町村に処理義務はないが、廃棄物処理法第11条第2項の規定により、市町村の裁量（一般廃棄物処理に支障のない範囲）で処理することができるとされている。この規定に基づいて受け入れている産業廃棄物を「合わせ産廃」（一般廃棄物と“合わせて”処理することから）と呼んでいる。

本市では従来、産業廃棄物が一般廃棄物と“分かちがたい状態”で搬入された場合に受け入れていたが、明文化された規定や具体の基準がなかった。

#### 2.2.2. 産業廃棄物の徹底した受入拒否による搬入量の減量

合わせ産廃として搬入を許可する資源物以外の産業廃棄物については、受入チェックを強化することにより徹底して搬入を阻止し、本来の産業廃棄物ルートへ誘導することにより、事業系ごみの搬入は相当量の減量が期待できる。

ただし、事業者が知識の不足により産業廃棄物を混入排出していた場合、これまで普通に搬入または収集されていたごみを搬入できなくなったり、または許可業者に収集されなくなったものの、その適切な処理方法がわからずに不法投棄したり、もしくはより判別しにくい形状で故意に混入したりすることのないよう、ていねいな情報提供に努める。

また、啓発・指導を開始してから一定期間が経過してもなお産業廃棄物の混入排出が続く場合は、故意（悪意）の混入であると考えられるため、排出源を特定し、摘発していかなければならない。

#### 2.2.3. 合わせ産廃受入基準の明確化による資源化推進

従来から認めてきた「一般廃棄物と分かちがたい状態で搬入された産業廃棄物」という基準は、真に「分かちがたい」ものなのか、本来分別可能なものを故意に混載したもののな

のか判別が出来ず、混載が不可能なほど多量に排出されない限り、ほぼ手放しで受け入れるしかない危険があった。

しかしながら産業廃棄物は、本来事業者が自己の負担で処理することを義務づけられたごみであり、これを市で受け入れることは、一部であってもその経費を市が負担して処分することになるため、一般市民が納得できる相応の理由が必要である。

そのため、次の条件で整理する。

⋮【合わせ産廃の条件】

- ⋮ ・資源化できること
- ⋮ ・市に資源化のための中間処理設備があること
- ⋮ ・資源化業者に引き渡す際に、市に財政負担がないかまたは低額であること
- ⋮ ・業種限定の産業廃棄物でないこと

これにより、平成 19 年度からは、次の品目を合わせ産廃として受け入れる。

⋮【本市の合わせ産廃】（平成 19 年度時点）

- ⋮ 分別された缶
- ⋮ 分別された瓶
- ⋮ 分別されたペットボトル

いずれも家庭ごみと合わせて中間処理を行うため、家庭ごみと同等の基準で分別されていることが絶対条件であり、分別が不十分であったり、他のごみと混載されて搬入されたりした場合は、産業廃棄物の不適正搬入に該当する。

また、今後の検討課題として、分別されたプラスチック製容器包装について考えていかなければならない。

現在は家庭ごみでも自治会を通じたモデル収集のみを行っており、かつ中間処理及び引き渡しに多額の経費負担があるため、すぐに合わせ産廃として受け入れる対象とはできないが、スーパーマーケットなどで自主的に白色トレイ等の店頭回収を行っていても、事業者が独自の資源化ルートを持たない場合、回収されたトレイ等を産業廃棄物としてシャットアウトすることは、これらの自主的努力に水を差す結果になりかねない。

指定法人ルート以外の資源化ルートなど経費負担の軽い資源化手法を模索し、前述の【合わせ産廃の条件】に合致する状況が整った時点で、合わせ産廃として受け入れることを検討する。

## 2.3. 資源化できる一般廃棄物

### 2.3.1. 現状の分析

現行の「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例施行規則」(以下、単に「規則」という。)に規定する一般廃棄物の受入基準は、処理に支障を来す形状及び数量に対して制限を設けるために設定されており、資源化を目的とした基準は規定していない。

また、市が収集する家庭ごみについては分別排出のルールが厳密に規定されているものの、環境クリーンセンターに搬入されるごみについては、事業系ごみ・家庭ごみに拘わらず分別ルールを規定していない。

つまり現状では、一般廃棄物のうち、資源化できるものとできないものを混入または混載して搬入することは規則上不適切ではない。

しかしながら、資源化推進の観点から、分別可能な状態で搬入された場合には、クリーンセンター内の資源ごみ所定の場所へ分別して荷下ろしするよう指示しており、搬入に際しては、家庭ごみ排出の分別基準に準じて分別搬入するよう協力を要請している。

### 2.3.2. 分別参考基準の設定による資源化の推進

基本計画では、家庭ごみとの公平性の確保及び自主的資源化への布石として、事業系ごみの分別参考基準を検討するとしている。

「参考基準」としているのは、条例・規則による義務化を含め施策としての展開は、組成分析等のデータ収集を待って効果的に行うことが望ましいが、それを待つだけではなく、まずは事業者に対して分別の意識付けを行い、事業所調査指導の指針とするため基準を設け、事業者にも周知していく必要があるためである。

ただし、排出事業者が分別して排出しても、許可業者が収集効率を重視して混載搬入することも想定され、現在の条例ではそれをあくまで搬入許可しないことはできないことから、規則に規定する受入基準の改正も視野に入れながら、排出事業者による自主的資源化と並行して指導する。

#### 2.3.2.1. 分別参考基準に関する検討課題

一般廃棄物のうち、家庭ごみで言うところの資源ごみに該当するものは、紙ごみ、木材、繊維類(いずれも製造業など特定業種から排出される場合を除く)である。

これらの品目を分別参考基準として設定する場合の検討課題を整理しておく。

#### 【古紙・古布】

紙ごみ・繊維類のうち、ダンボール、新聞紙などの古紙と洋服、タオルなどの古布は、分別搬入されれば「みのお・紙リサイクルネット」(公共施設の紙ごみ資源化事業)により収集したものと併せて、資源化業者に引き渡すことができるため、資源ごみとして分別搬入の対象にできる。

ただし現在、この引き渡しに対して市から業者に報償金が支払われているため、事業者が排出する古紙・古布を市が積極的に受け入れることについては、市が事業系ごみの資源化に対して費用負担を負うことについては是非を考える必要がある。

古紙市況にもよるが事業者による自主的資源化を優先して指導し、資源ごみとしての分別搬入の促進は自主的資源化が進むまでの暫定的措置とするなど、長期的な視点で対応すべきである。

#### 【剪定枝など】

剪定枝は、保育所・小学校の給食残渣と合わせて堆肥化しているため、分別搬入されれば資源化が可能である。

ただし、堆肥の生成に必要な生ごみと剪定枝の比率は一定なので、あまりに多量に搬入される場合は再検討を要する。

### 2.4. 許可業者への具体的手法の教示

事業系ごみの搬入は、その大部分を許可業者が担っていることから、排出事業者だけでなく、許可業者に対して搬入のルールを周知徹底していくことが効果的である。

産業廃棄物の峻別や一般廃棄物の分別参考基準については、許可業者4社で構成する箕面市清掃協議会を通じて、また搬入ごみチェックの際の指導などを通じて許可業者に周知していくことになるが、今後の適切な事業系ごみ処理のためには、排出事業者に対しどのように説明すべきかまで含めて具体的に教示することが必要である。

例えば産業廃棄物の場合であれば、4業者とも大阪府から産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていることから、一般廃棄物の収集運搬とは別に、産業廃棄物の収集運搬契約を排出事業者と結び、産業廃棄物として適切な処理を行うよう促すなどの方法が考えられる。

## 2.5. 家庭ごみとの峻別による適正処理の推進

住宅併設店舗や小規模事業所などから排出される事業系ごみが家庭ごみとして排出されていると見られる事象については、そもそも事業系ごみとして排出・搬入されていないため、搬入現場や許可業者側から把握することは不可能である。

そのため、許可業者から提出されている収集事業所データと照らし合わせながら、家庭ごみ収集時にチェックしたり、排出事業者処理方法を直接確認したりしていかなければならない。

人海戦術となるため市内一斉になど大々的に実施することは困難であるが、可能な範囲で着手する。

事業系ごみの家庭ごみへの流入を適正化した場合、現在家庭ごみとして計量されているごみが事業系ごみとして計量されるだけで、市全体の処理量は一見変わらないように思えるが、家庭ごみであれば収集されるごみでも、事業系ごみであれば産業廃棄物として処理されるべきものが排除されるため、一定の減量効果が得られると考えられる。

### 3. 啓発・指導の充実による減量・資源化の推進

#### 3.1. 啓発・指導のコンテンツ

##### 3.1.1. 啓発の基本メニュー

啓発は、継続的・反復的に実施していくことで、ごみ減量・資源化に対する意識を醸成し、長い目で見た成果につなげることができるため、一過性のイベントではなく、継続して行う。

継続的に実施するにあたり、担当者によるばらつきを防止し、かつ事務を効率化するため、啓発の基本メニューを作成し、時点修正を加えながらも反復して使用する。

また、勉強会など一定の時間を確保できる場では、地球環境保全に占める事業者の役割から減量・資源化の実践的知識まで体系立てて説明することにより、より深い知識と事業者としての責任感を持ってもらうことを目指し、排出事業者との短い接触時間を利用する場では、場に応じて必要なメニューを選択して使用するなど、啓発機会に応じて効果的に利用する。

#### 【基本メニュー】(例)

(1) なぜごみ減量が必要か ~地球環境保全計画の中のごみ減量と事業者の役割

(2) 事業者の責務 ~法令・条例の規定から

3Rとはなにか/リデュースの優先性(循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法)

拡大生産者責任とは(容器包装リサイクル法、家電リサイクル法など)

その他の各種リサイクル法(食品リサイクル法など)

事業系ごみの自己処理責任(廃棄物処理法、市条例 など)

(3) ごみに関する基礎知識

〔1〕ごみの種類

事業系ごみと家庭ごみ

産業廃棄物と一般廃棄物

合わせ産廃

資源化できる一般廃棄物

## 〔 2 〕 ごみ処理費用のしくみ

処分手数料と処理手数料

処分経費と手数料の関係

許可業者制度と経費の関係

## ( 4 ) 発生抑制への取り組み ~ 容器包装リサイクル法による発生抑制を例に

自らのごみの発生抑制

商品・包装提供者としての事業者の取り組み

## ( 5 ) 資源化への取り組み ~ 実例紹介、技術紹介

基礎知識の部分は大きな制度変更がない限り同じ内容が利用できるが、資源化手法や事例紹介などは、常に最新の情報を提供できるよう日頃からアンテナを張っておく必要がある。

## 3.1.2. 指導の重点事項

前述の啓発基本メニューのうち次の3点については特に、現場でごみを管理する責任者・担当者に個別に説明し、また実際の排出状況と排出されたごみを見ながら具体的に指導することで高い効果を期待できることから、指導実施時の重点事項とする。

## 〔指導の重点事項〕

- ・ 事業者の責務
- ・ 産業廃棄物と一般廃棄物の峻別
- ・ 資源化できる一般廃棄物の自主的資源化

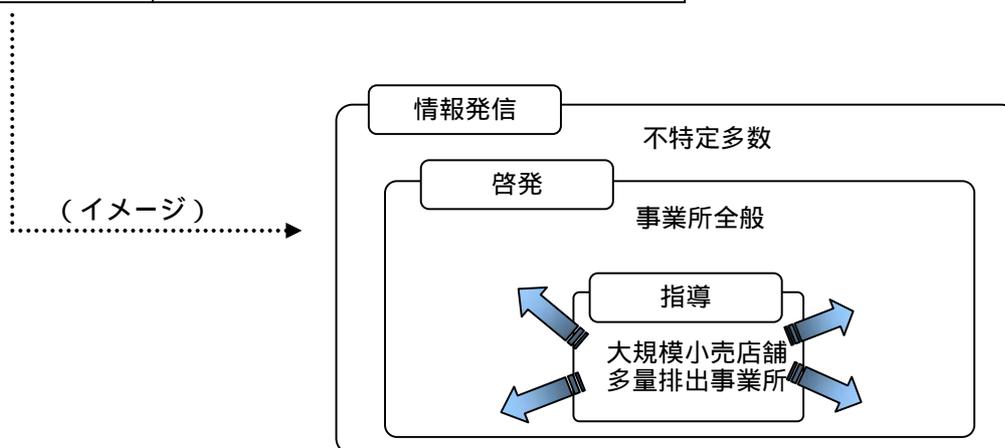
## 3.2. 啓発・指導の対象

審議会意見具申では、「事業所の減量指導を行うにあたっては、優先順位をつけて実施することが現実的である。(中略)まずは大規模店舗から取り組み、その減量ノウハウを中小規模の店舗に生かしていくことが効率的である。」とされている。

本計画では、啓発・指導に係る業務の類型とその対象を次の3分類に分けて考え、そのうち指導については、審議会の意向を受け、大規模小売店舗及び多量排出事業所を優先的

に着手し、その後事業所全般に展開していくこととする。

類 型	対 象
情報発信	不特定多数
啓 発	事業所全般
指 導	大規模小売店舗・多量排出事業所 (優先着手/順次事業所全般へ展開)



### 3.3. 啓発・指導の手法

#### 3.3.1. 情報発信

##### 3.3.1.1. ホームページの充実

不特定多数に対し、広くごみに関する知識や減量・資源化へのメッセージを発信する手段として、ホームページへの積極的な情報掲載に力を入れる。

従来、本市がホームページに掲載してきたごみに関する情報は、家庭向けが中心で事業者向けの情報はほとんどなかったが、前述の基本メニューを軸に事業系ごみに関する情報を掲載することにより、事業者がふとしたきっかけから自らのごみ問題に関心を抱いたときに、体系的に知識を得られる場を提供する。

##### 3.3.1.2. もみじだよりの活用

もみじだよりにおいてもホームページ同様、これまで家庭ごみに関する情報を中心に提供してきたが、もみじだよりは住宅だけでなく事業所にも全戸配布されており、事業者に

対しても有効な情報媒体であることから、機会を捉えて事業系ごみに関する情報を掲載していく。

紙幅の関係で詳細な啓発情報を掲載することは難しいが、特集枠の確保や、短いお知らせ記事からホームページへ誘導するなどの方法により、事業者がごみに関する問題に目を向けるきっかけを作る。

### 3.3.2. 事業所全般への啓発

総務省統計局の「事業所・企業統計調査」によると、平成16年現在で本市には3,500余りの事業所があり、従業員数5人未満の事業所が全体の57%、従業員数20人未満の事業所が全体の約9割を占めている。

小規模な事業所が多いため、直接的な立ち入り指導や組織的な動員が困難であるが、家庭ごみと同じく一人ひとりの小さな減量努力が大きな減量効果を上げることが期待し、根気強くごみ減量・資源化の意識付けを行っていく。

#### 3.3.2.1. 啓発機会

審議会でも指摘され、基本計画にも事業系ごみ減量・資源化計画の二大課題として記載しているうちのひとつが、「市の廃棄物行政と事業者との関係の希薄さ」である。

これを改善するため、市と事業者が直接的・間接的に接点を持つあらゆる機会を捉えて啓発を行うとともに、対話を通じて関係構築に努める。

##### 〔1〕 搬入計量窓口の活用

事業者が自ら排出したごみを環境クリーンセンターに搬入する際、計量窓口で職員と接触する。短時間ではあるが、産業廃棄物混入など不適正搬入の指導などを行う場合もあり、啓発文書を手渡したり、資源化可能物の搬入に対しては資源化手法を教示したりするなどの啓発を実施する。

##### 〔2〕 建設行為に対する事前協議時の啓発

箕面市まちづくり推進条例に基づく建設行為があるときは、市と施主の間でごみに関して協議するが、その建築物が事業所の場合は、施主から「事業系一般廃棄物排出予測及び適正処理計画協議書」（排出予測量及びごみ種ごとの処理方法等を記載する）の提出を受けている。

施主とその建築物を使用する事業者が異なる場合が多く、また建設行為時に入居する

事業者が決まっていないケースもあり、排出事業者と市の接点としては必ずしも直接的なものではないが一つの機会と捉え、啓発文書の配布などを行う。

### 〔3〕 許可業者を通じた啓発

ごみを自己搬入する事業者はごく一部で、大多数の事業系ごみは許可業者が収集運搬しているため、排出事業者との接点は許可業者が最も多く有しており、市と接点の少ない一般事業者への啓発にこの接点を活用することは、有効な手段である。

#### (1) 許可業者の協力による啓発文書の配布

すべての事業者に確実に情報を伝達する必要があるとき、例えば手数料改定や大きな制度変更などを実施する場合には、許可業者の協力を得て、事業系ごみの収集時に啓発文書を配布する。

#### (2) 搬入物のチェック強化による波及効果

平成 18 年度終盤から、許可業者が搬入するごみも含めて抜き打ち検査を行うなど、搬入物のチェック強化を実施しているが、産業廃棄物の混載が散見される。

この状況を改善していくために、まず搬入している許可業者に対し、不適切なごみを搬入しないよう指導する。すると許可業者は、搬入できないごみを収集するわけにいかないので、排出事業者にその旨を伝えることになる。間接的にはあるが、産業廃棄物を不適正に排出している事業者に対しピンポイントで情報を伝達する手段として有用である。

#### (3) 一般事業者啓発のための許可業者の教育

許可業者と一般事業者との接点を利用する場合には、許可業者からごみについて適切な説明がなされることが必須であり、許可業者に対しても教育が必要である。

この教育には、一般事業者向けの基本カリキュラムに加え、説得力のある説明をするために必要なスキルを身につけてもらうため、Q & A 形式のテキスト等を用意する。

また、一般廃棄物収集運搬許可申請の際に従業員への研修・教育計画書の提出を求めるなどの方法により、経営者だけでなく収集スタッフまで知識と説明スキルが行き渡るよう工夫する必要がある。

#### 〔4〕 出張勉強会

出前説明会の一種として、市が事業者の集まりに職員を派遣して勉強会を行う。

相手方からの要請を待ってはいつまでも現在の事業者との関連が薄い状況は改善されないため、市側から積極的に場を借りるよう要請する必要がある。

また、減量計画書の提出等によるごみ行政との接点がない一般事業者を対象とすることから、ごみ関係の勉強会を単独で催しても多くの集客は期待できないため、商工会議所や各種同業者組合等、事業者の団体が定期的開催する会合の際に時間をもらい、「ついで」の機会を活用する。

#### 〔5〕 手数料見直しの周知に伴う啓発

手数料の見直しを行う際には、説明会を開催するなど周知に全力を挙げることになるが、この機会も、ごみの減量・資源化に関する啓発に活用する。

### 3.3.3. 大規模小売店舗・多量排出事業所の減量指導

#### 3.3.3.1. 減量計画書提出の対象事業所

##### 3.3.3.1.1. 大規模小売店舗事業者

本市では、「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」(以下、単に「条例」という。)を平成15年10月1日に施行し、これに基づいて( )平成16年度から大規模小売店舗事業者に対して減量計画書の提出を求めており、今後も継続する。

##### 条文抜粋

第十五条 市長は、大規模小売店舗(大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第二条第二項に規定する大規模小売店舗をいう。)の事業者(これに準ずる者として市長が指定する者を含む。)に対し、期限を定めて事業系一般廃棄物の減量等に関する計画の作成及びその提出を命ずることができる。

##### 3.3.3.1.2. 多量排出事業者

基本計画では、月5トン以上ごみを排出する事業者に対しても、減量計画書の提出を求めていくこととしており、箕面市廃棄物減量等推進審議会においても、平成18年4月に出

された「事業系一般廃棄物減量等計画書の見直しと許可業者による家庭系ごみ収集について」の意見具申（以下「審議会意見具申」という。）の中で早期に実現するよう要請があった。

これを受け、平成 19 年度から月 5 トン以上ごみを排出する事業者を条例上の「大規模小売店舗事業者に準ずる者として市長が指定する者」として告示し、減量計画書の提出要請を開始した。

なお事業所ごとの排出量は、許可業者から一般廃棄物収集運搬業の許可申請時（2 年に 1 度）に市に提出される書類から、排出事業者ごとの収集運搬量を調査して把握し、平成 19 年度は 35 事業所が該当している。

### 3.3.3.2. 減量計画書の様式

#### 3.3.3.2.1. 審議会の意見

審議会意見具申では、減量計画書の様式について下記のとおり指摘があった。

自己処理をした廃棄物の有無を把握できない  
分別の品目と種類を規定していないため、書き方がまちまちである  
資源化した物の計量データを書くようにしていないため、減量効果が把握できない  
一般廃棄物と産業廃棄物と資源化可能物を区分けして記入するようになっていない  
店頭回収を実施しているか、またその回収量の記入欄がないため、箕面市の政策への協力度が把握できない

#### 3.3.3.2.2. 規則改正による様式変更

上記 については、家庭ごみ減量に対しての事業者の自主努力を量る項目であり、事業系ごみの減量計画になじまない上、小売店舗のみが対象となるため、大規模小売店舗事業者から多量排出事業者へ対象の拡充を図った現在においてはすぐわない感があり、調査が必要であれば他の手法で行うことも検討しなければならないが、 から までの項目については、減量計画書の様式変更で対応可能である。

そこで、減量計画書の様式を規定している「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例施行規則」（以下、単に「規則」という。）を一部改正し、審議会で指摘された問題点を改善するとともに、今後の調査指導業務を展開するにあたって必要な事項を盛り込む。

改正後の様式は、次回平成 20 年度から使用することとし、それまでに改正規則を施行する。

### 3.3.3.3. フォローアップ勉強会の開催

減量計画書は、提出を受けて終わりではなく、それをきっかけに事業者のごみ減量の意識づくりをしていく必要がある。

なぜごみ減量が必要か、事業系ごみと家庭ごみのちがい、一般廃棄物と産業廃棄物、事業者がごみ処理に負う責任など事業者としての基礎知識を知ってもらい、実用的な資源化手法や事例の紹介など今後の減量につながる情報を提供する場として、また、事業者間の情報交換の場として勉強会を開催する。

対象は、減量計画書の提出を受けている大規模小売店舗事業者と多量排出事業者とし、店長や廃棄物管理責任者の人事異動等も考慮して、毎年1回の開催を目指す。

### 3.3.3.4. ステップアップ指導

事業者は、減量計画書を提出していても、毎年同じ数値で出し続けられればいいのであれば、特にそれ以上の減量努力をしようという強い動機にはなり得ないため、市から事業者に直接的に働きかけ、資源化可能な一般廃棄物がごみとして排出されていれば、共に資源化の方策を模索し、その内容を減量計画書に反映させていく必要がある。

必要な人員体制が確保できれば、事業所1箇所につき年に1～2回職員が出向いて、事業者と一緒にごみの排出状況を確認し、さらなる減量・資源化の可能性を模索する。

## 4. 各種リサイクル法に基づく事業者の取り組み支援

### 4.1. 改正容器包装リサイクル法に基づく小売店の取り組み支援

平成 18 年に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(以下「容器包装リサイクル法」という。)が改正され、事業者における排出の抑制を促進するための措置として、レジ袋等の容器包装を多く用いる小売業者に対し、国が定める判断の基準に基づき、容器包装の使用合理化のための目標の設定、容器包装の有償化、マイバッグの配布等の排出の抑制の促進等の取り組みを求めること、及び容器包装を年間 50 トン以上用いる多量利用事業者には、毎年取り組み状況等について国に報告を行うことを義務づけることが盛り込まれた。

法の枠組みによる事業者への規制であるため、市では直接的な施策を展開するのではなく、情報提供・啓発等を中心に事業者を支援する。

小売業者による容器包装廃棄物の発生抑制は、基本計画では家庭ごみの減量・資源化計画に位置づけているが、市が働きかける対象が事業者であるため、事業所調査指導業務の一環として本計画に位置づける。

#### 4.1.1. 法令の趣旨の啓発

法改正に伴い、大手スーパーマーケットのレジ袋の有料化の試みなどがマスコミに取り上げられたり、環境省がマイバッグキャンペーンを展開したりするなど、ことレジ袋の削減に関する情報を目にする機会は増えているが、国への報告義務を有する多量利用事業者以外の一般的な小売事業者が、この法律と省令の内容をどこまで知っているか疑問である。

特に、改正により「事業者による発生抑制」が盛り込まれ、自らの容器包装ごみを削減するとともに、商品・包装提供者として、家庭ごみとして排出されるごみを削減する義務を負っていることが明確にされたが、事業者は社会全体のごみ減量に対して広い視点で取り組むべきであることを事業者に意識してもらうことが重要である。

まずは、法令の趣旨を事業者に周知し、その内容に即した自主努力を促す必要があるため、ホームページ、広報紙等を活用して情報を提供する。

#### 4.1.2. 事業者へのアンケート

今後の有効な施策を模索するため、法の対象である小売事業者に対し、現状及び意識調査を中心としたアンケートを実施する。

#### 4.1.2.1. 調査対象事業者

省令では、規制の対象を「その事業において容器包装を用いる事業者であって、小売業（各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、自動車部分品・附属品小売業、家具・じゅう器・機械器具小売業、医薬品・化粧品小売業、書籍・文房具小売業、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器小売業及びたばこ・喫煙具専門小売業に限る。）」としているが、まず箕面市内の該当事業者をどのようにピックアップするかについて検討が必要である。

市が保有する事業所情報としては、法人市民税の課税情報、総務省統計局「事業所・企業統計調査」の対象事業所リストがあるが、いずれも高度な個人情報であり目的外利用が困難である。

ほかに、箕面市商工会議所に業種別のリストがあるが、事業所の中には商工会議所に加盟していないところもあるため、このリストだけを対象にするのは公平性に欠ける上、定期的に情報更新されているわけではないので、新規出店や事業廃止に対応できない。

ある程度情報更新されていて、かつ比較的公平と考えられるのは、NTT が作成している職業別電話帳「タウンページ」から、省令に定められた小売業に該当する事業所をリストアップする方法である。

この方法でもすべてを網羅することはできないが、タウンページは毎年更新されているし、小売業は一般消費者を相手に営業するため、通常電話帳に登録すると考えられるため、ある程度の合理性を確保できる。

また現時点では、省令に規定された小売業者すべてを調査する必要がないため、上述の方法でリストアップした対象事業者全体からランダムに、または業態や取扱商品などで分類し、各カテゴリー内でランダムにサンプリングするなどして、一定数の調査対象を抽出する。

#### 4.1.2.2. 調査内容

##### 〔1〕 法令の周知度調査

啓発を効果的に行うためには、まず事業者が法令の内容を知っているかどうかの意識調査が必要である。

また知らなかった場合でも、この設問を目にすることで知識を得ることができるため、啓発の一環としても活用する。

## 【2】現在の取り組みの把握

容器包装リサイクル法改正以前から、容器包装の削減に自主的に取り組んでいる事業者や、法改正をきっかけに取り組み始めた事業者には、現在どのような取り組みをしているか、または過去にどのような取り組みをしてきたかを問い、その結果や、取り組みから感じていることを調査する。

これにより、事業者が取り組みやすい手法、効果が高い手法などが見えれば、他の事業者にも事例を紹介するなど、実践的な啓発に活用することが可能になる。

## 【3】今後の取り組みの模索

他市町村の例では、市がスーパーマーケット協会と提携を結んでレジ袋削減を目指すなどの取り組みがなされているが、いくつかの実例を挙げ、事業者が容器包装の削減に取り組むために必要と感じていることを探り、自主的努力を促進する環境を整える一助とする。

### 4.2. 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の取り組み支援

食品リサイクル法（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律）では、すべての食品関連事業者に食品廃棄物の再生利用等（ ）を義務づけているが、年間 100 トン以上排出する事業者には罰則規定がないため、本市に多くあるような中・小規模の事業者がどの程度、法令の内容を了知し、取り組んでいるか疑問である。

一方、食品製造業から出る食品廃棄物は概ね産業廃棄物であるが、それ以外から出るのは一般廃棄物であり、事業者により自主的に資源化されなければ市で焼却処理せざるを得ないため、市としてもその資源化を推進することは重要であることから、事業者が食品リサイクル法の枠組みの中で資源化に努力することは、市にとっても非常に有益である。

食品リサイクル法に基づき平成 13 年 5 月に定められた基本方針では、食品関連事業者の目標として、食品廃棄物の再生利用等（発生抑制、再生利用、減量（乾燥・脱水などによる量の減少））に取り組み、平成 18 年度までに再生利用等の実施率を 20% に向上させることとされている。

$$\text{実施率} = (\text{発生抑制量} + \text{再生利用量} + \text{減量}) / (\text{発生抑制量} + \text{発生量}) \quad 20\%$$

#### 4.2.1. 法令の趣旨の周知

容器包装リサイクル法と同様、まずは、法令の趣旨を事業者に周知し、その内容に即した自主努力を促す必要があるため、ホームページ、広報紙等を活用して情報を提供する。

#### 4.2.2. 取り組み状況の把握

食品関連事業者のうち大規模小売店舗及び多量排出事業者については、減量計画書提出の枠組みの中で取り組み状況を把握することができる。ただし、減量計画書を提出する事業者は、もちろん食品関連事業者に限られないため、計画書の様式に盛り込むのではなく、余事記載事項として食品関連事業者だけが回答するアンケート項目を追加する。

また、食品関連事業者のうち小売業者に対しては、容器包装リサイクル法に係るアンケートを実施するときに、食品リサイクル法関連の取り組みに関する質問項目を設けることで対応できる。

#### 4.2.3. コーディネート事業との連動

事業系ごみに占める厨芥類（＝食品廃棄物）は、客観的データは組成分析の結果を待つとしても、かなり高い割合であると考えられ、製造業以外から排出される厨芥類を一般廃棄物として市が処理することから、事業者による事業系厨芥類の再生利用等が進めば、市の事業系ごみ減量に及ぼす効果も大きい。

事業者の自主的資源化を促すコーディネート事業を実施する際には、食品リサイクル法に基づく事業者の義務等を併せて周知し、事業者の自覚を促すと共に、その手法を具体的に示すことで、より高い効果を期待できる。

## 5. コーディネート事業のための準備行動

基本計画では、事業者の自主的努力によるごみの資源化を促進するため、排出事業者と資源化事業者の橋渡しを市が行う「コーディネート事業」を事業試案として挙げている。

この試案を実行に移すため、早期に準備に着手する。

### 5.1. 情報収集

コーディネート事業は、排出事業者が出す資源化可能なごみを、そのごみを資源化している事業者に引き渡すよう斡旋するものであるため、市が出来る限り多くの情報を持つ必要がある。

#### 5.1.1. 収集する情報

必要とする情報は、主に以下の2点である。

(1) 事業者が排出しているごみの中で、資源化可能なごみ

- 一般廃棄物のうち資源化可能なもの
- 産業廃棄物のうち資源化可能なもの

(2) 廃棄物の資源化を行っている事業者の情報

- 取り扱っているごみの種類（産業廃棄物も含む）
- 収集運搬の手法（排出事業者による搬入 or 資源化事業者による回収（ ））
- 排出事業者が行う作業（分別、梱包など）
- 排出事業者が負担する費用
- 取引実績

(1)(2)いずれも、市に処理責任のある一般廃棄物だけでなく産業廃棄物についても情報を収集し、事業所から排出されるごみ全般について資源化を推進していく基礎とする。

また(2)に関しては、特に事業者に人的・金銭的にどの程度の負担がかかるのかを把握することが重要である。

一般廃棄物を資源化事業者が回収する場合、いわゆる「もっぱら物」(廃棄物処理法で収集運搬業の許可を要しないとされているもっぱら再生利用に供するごみ。古紙、アルミ缶など)に該当しないごみについては収集運搬業の品目限定許可について検討が必要である。

### 5.1.2. 情報収集の手法

(1)については、組成分析、減量計画書、搬入物のチェック及びその他の事業所調査指導の中で把握する。

(2)についてはインターネット、各種機関誌、他市町村からの情報などあらゆる媒体を活用して情報収集を行う。

また、事業者について情報をキャッチした場合は、直接事業者に接触して必要な情報を引き出す。このとき、聞き取りに使用する定型フォームを作成し、すべての事業者から共通の項目を聴取できるようにする。

### 5.2. 情報発信

資源化事業者について収集した情報を出来る限り公開することで、排出事業者が資源化に関する情報にアクセスするチャンネルを増やす。

事業者情報が少ないうちは公平性を欠くおそれがあるが、排出事業者が自ら情報を取捨選択できるだけの数が収集できた時点で、ホームページを中心に情報発信していく。

### 5.3. 実施段階への移行

一定量の情報が収集できてきた時点で、情報収集は継続しながらも、減量計画書を提出する事業者向けのフォローアップ勉強会及びステップアップ指導、一般事業者向けの出張勉強会などの機会を活用し、可能な範囲で順次実施段階に移行する。

## 6. 減量・資源化推進のための手数料設定

審議会答申では、手数料の見直しの観点として、負担の適正化（負担が軽すぎて事業者の自己処理責任が果たされていない） 他市との格差是正（格差がありすぎると不当な他市ごみ流入の危険を招く） の2点が挙げられているが、基本計画ではこれらに加え、「資源化誘導のための経済的手法」の観点を論じている。

事業所調査指導業務を通して把握した事業系ごみの排出状況を分析し、その結果をこの検討にフィードバックする。

### 6.1. ごみ減量のインセンティブ

#### 6.1.1. 心理的負荷

現在、排出事業者が市に納入している処分手数料は、処分経費を負担に感じてごみを減量しようという気持ちにさせるにはあまりに安い。

排出事業者がある程度心理的負荷を感じる金額を検討する。

#### 6.1.2. 排出量に応じた負担

許可業者と排出事業者の間で交わされている収集運搬契約の多くが、従量制ではなく定額制と言われている。許可業者にとっては、市に支払う処分手数料自体が少額のため、収集量が多少増減しても大きな影響はなく、それよりも収集頻度、時間・道順などによる配車・人員の手配等の固定経費が大きいため定額制になっていると考えられるが、排出事業者にとっては、ごみを減らしても減らさなくても処理のために払う経費は同じ、減らそうと思えばよけいに手間や経費がかかるとあれば、減量意識を持つのは困難である。

手数料額をある程度の金額に引き上げることで、従量制による契約（または処分費用を従量制、固定費を定額制の2階建て契約）を促し、排出事業者に減量のインセンティブを与える方法を模索する。

### 6.2. 資源化のインセンティブ

基本計画は、「事業者にとってなにをどう資源化するよりも環境クリーンセンターで焼却した方がはるかに安価ですむという状況では、事業者を資源化に誘導することは到底出来ない。資源化ルートを通したほうが焼却するよりも安く処理できるような状況であれば資源化は自ずと進むのであるが、現在の非常に安価な処分手数料ではそれより安い資源化ル

ートを確保することが困難であると推測される。」と分析している。

#### 6.2.1. 民間ルート資源化との比較

排出事業者が資源化事業者に直接ごみを引き渡した場合にかかる経費を調査する中で、排出事業者がその経費と処分手数料を比較して「それなら資源化しよう」と思える程度の金額設定を模索する。

処分手数料が資源化経費より高額の場合はもちろん資源化のインセンティブが大きく働くが、同等または多少低額であっても、企業の社会的責任と消費者向けのPR効果からある程度はインセンティブがあると考えられる。

#### 6.2.2. 市が受け入れる資源ごみとの差別化

市で資源化が可能な一般廃棄物の分別搬入を促進する手段として、分別の義務化ともうひとつ、処分手数料の差別化という方法がある。

ただし、種別ごとに分けて計量しなければならないことや、計量カードを貸与して自ら計量させている業者にあっては安い種別に偽って計量する危険性もあり、費用対効果を見極める必要がある。

#### 6.3. 排出事業者への周知啓発

経済的手法としての手数料改定は、単に財源確保や処分経費の適正負担のみを目的とする値上げと異なり、「減量・資源化の意識付け」を主目的とするため、手数料を支払う事業者に対し、なぜ金額改定を行うのか、それにより何を期待しているのか、どうすれば安くすませることができるのかを丁寧に伝え、負担増に理解を求めるだけでなく、減量・資源化に誘導する必要がある。

#### 6.4. 排出事業者 / 許可業者間の調整

市が処分手数料改定を実施すると、許可業者を通じてごみ処理を行っている排出事業者は、許可業者から収集運搬料金の値上げを申し入れられる見込みが高い。このとき、排出事業者が手数料と自ら排出するごみに関する正しい知識を持って、許可業者に支払っているごみ処理料金のうち、市に納める処分手数料がどの程度になるか、許可業者の収集運搬料金がいくらで、収集の頻度や量に対して納得のいく金額であるかを冷静に判断することが重要である。

そのため、事前に基礎的な知識を啓発するとともに、万一、許可業者と排出事業者の間

でトラブルが生じた場合は、市から両者に対し、契約の内容をあらため、ごみ処理料金の内訳を明らかにした上で、手数料改定により実質的に増額となる金額を特定し、適正な契約変更を行うよう調整を行うことも必要である。

参考資料〔1〕項目ごとのスケジュール

業務の項目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
<b>1. 組成分析による基礎データ収集</b>						
1. 組成分析調査	●	●	(以降未定)			
2. 他市データの分析		■				
3. 減量ターゲットの設定		■				
<b>2. 分別排出促進による減量・資源化の推進</b>						
1. 産廃の受入拒否	■					
2. 合わせ産廃基準明確化	■					
3. 一廃分別参考基準の設定	■					
4. 許可業者への手法教示		■				
5. 家庭ごみとの峻別		■				
<b>3. 啓発・指導 情報発信</b>						
1. ホームページの充実	■					
2. もみじだよりへの掲載		■				
<b>3. 啓発・指導 事業所全般への啓発</b>						
1. 搬入計量窓口	■					
2. 開発協議	■					
3. 許可業者経由の文書配布	(必要に応じて)					
4. 搬入物チェック強化の波及	■					
5. 許可業者の教育		■				
6. 手数料見直しに伴う啓発		■				
<b>3. 啓発・指導 大店・多量事業所の減量指導</b>						
1. 対象の拡充	●					
2. 様式の変更	■		カリキュラムの作成			
3. フォローアップ勉強会		●	●	●	●	●
4. ステップアップ指導		■				
<b>4. 各種リサイクル法に基づく事業者の取り組み支援</b>						
1. 法令の趣旨の啓発	■					
2. アンケート調査	●		●		●	
3. コーディネート事業との連携					■	
<b>5. コーディネート事業のための準備行動</b>						
1. 情報収集		■				
2. 情報発信			■			
3. 実施段階への移行				■		
<b>6. 減量・資源化推進のための手数料設定</b>						
1. 検討		■				
2. 啓発			(必要に応じて)			
3. 調整			(必要に応じて)			

## 参考資料〔2〕実施ステージ

実施ステージ	第1ステージ	第2ステージ	第3ステージ	第4ステージ
業務の項目	調査・分析・ 情報収集	制度改正・ ルールづくり	情報提供・ 啓発・周知	立ち入り 調査・指導
1. 組成分析による基礎データ収集				
1. 組成分析調査	○			
2. 他市データの分析	○			
3. 減量ターゲットの設定			○	
2. 分別排出促進による減量・資源化の推進				
1. 産廃の受入拒否			○	○
2. 合わせ産廃基準明確化		○	○	
3. 一廃分別参考基準の設定		○	○	
4. 許可業者への手法教示			○	
5. 家庭ごみとの峻別				○
3. 啓発・指導 情報発信				
1. ホームページの充実			○	
2. もみじだよりへの掲載			○	
3. 啓発・指導 事業所全般への啓発				
1. 搬入計量窓口			○	
2. 開発協議			○	
3. 許可業者経由の文書配布			○	
4. 搬入物チェック強化の波及			○	
5. 許可業者の教育			○	
6. 手数料見直しに伴う啓発			○	
3. 啓発・指導 大店・多量事業所の減量指導				
1. 対象の拡充		○		
2. 様式の変更		○		
3. フォローアップ勉強会			○	
4. ステップアップ指導				○
4. 各種リサイクル法に基づく事業者の取り組み支援				
1. 法令の趣旨の啓発			○	
2. アンケート調査	○		○	
3. コーディネート事業との連携				○
5. コーディネート事業のための準備行動				
1. 情報収集	○			
2. 情報発信			○	
3. 実施段階への移行				○
6. 減量・資源化推進のための手数料設定				
1. 検討	○	○		
2. 啓発			○	
3. 調整				○

参考資料〔3〕各項目が寄与する基本計画施策（相関図）

